

伊丹市ネーミングライツ審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊丹市ネーミングライツ実施要綱（平成27年12月制定）第6条に基づき、伊丹市ネーミングライツ審査委員会（以下、「審査会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) パートナー募集要項の策定に関すること。
- (2) パートナーの募集に対する応募者（以下、「応募者」という。）の応募資格及び提示条件の審査に関すること。
- (3) 適格である応募者のうち、パートナーとして最も有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をする者（以下、「優先交渉権者」という。）の選定に関すること。
- (4) 優先交渉権者が提示する広告内容等についての審査に関すること。
- (5) その他、ネーミングライツの設定に必要な審査に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員長及び委員については、次のとおりとする。

対象施設等にかかる 予定価格	委員長	委員
100万円以上 (1対象施設等あたり)	財政基盤部長	総合政策部政策室長，総合政策部空港・広報戦略室長，財政基盤部財政企画室長，都市活力部都市整備室長，対象施設等所管室長
100万円未満 (1対象施設等あたり)	財政基盤部 財政企画室長	総合政策部政策室主幹，総合政策部空港・広報戦略室広報課長，財政基盤部財政企画室財政企画課長，都市活力部都市整備室都市計画課長，対象施設等所管課長

- 2 委員長は前項に定める委員のほか、ネーミングライツを設定する対象施設等の所管課において関連する職員を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を主宰する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 会議を開催することができないときは、持ち回りにより審査を行うことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、財政基盤部財政企画室経営企画課において処理する。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が別途定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。